

西宮市地域密着型サービス等の事業者指定等に係る審査手続に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス等」という。）事業に係る事業者の指定について、審査等の基準、手続その他の必要な事項を定めることにより、要介護者及び要支援者の生命、身体、財産その他の権利を保護するとともに、地域密着型サービス等事業の適正な運営を確保し、もって介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法並びに法に基づく政令、省令及び告示（以下「介護保険関係法令」という。）で使用する用語の例による。

(法令遵守)

第3条 地域密着型サービス等事業に係る事業者の指定を受けた者及び受けようとする者は、介護保険関係法令、この要綱、他の法令及び関係当事者間の契約を遵守するとともに、常に適正な地域密着型サービス等の提供を行うよう相当の注意をもって、その運営に努めなければならない。

(指定の事前協議)

第4条 地域密着型サービス等事業に係る事業者の指定を受けようとする者（以下「地域密着型サービス等事業予定者」という。）は、法第78条の2第4項各号又は第115条の12第2項各号に該当しないことを明らかにするため、あらかじめ別に定める実施予定事業の計画等を記した書面（以下「地域密着型サービス等事業所設置計画事前協議書」という。）を市長に提出して、事前協議を行うものとする。ただし、すでに他市町村から当該事業に係る事業者指定を受けている場合は、市長との協議により事前協議を省略することができる。

2 地域密着型サービス等事業所設置計画事前協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 介護保険関係法令で定める地域密着型サービス等事業に係る事業者指定の申請の際に必要な書類のうち申請書及び付表を除く書類

(2) その他市長が必要と認めて指示した書類

3 前項の規定にかかわらず、現に行われている他の事前協議又は指定申請において市長に提出された書類（公の認証のある証明書類にあっては、3月以内に発行されたものに限る。）については、その内容に変更がなく、かつ、当該地域密着型サービス等事業所設置計画事前協議書にその旨が付記されたときは、添付を要しない。

(地域密着型サービス等事業所設置計画事前協議書の補正)

第5条 地域密着型サービス等事業予定者は、市長又は当該職員から地域密着型サービス等事業所設置計画事前協議書及び添付書類の補正を求められたときは、正当な理由がある場合を除き速やかに補正を行わなければならない。

(協議期間)

第6条 地域密着型サービス等事業所設置計画事前協議書が市長に到達してから事前協議を完了するまでに通常要すべき標準的な期間は、前条の補正に要した期間を除き、6月とする。

(事前協議の完了)

第7条 市長は、地域密着型サービス等事業所設置計画事前協議書の内容が次の各号の基準のすべてを満たす場合には法第78条の2第4項各号又は第115条の12第2項各号に該当しないものとして事前協議が完了したものとする。

(1) 地域密着型サービス等事業予定者が法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。））であること。

(2) 偽りその他不正の手段により指定を受けようとしているものでないこと。

(3) 介護保険関係法令に定められた人員、設備及び運営に関する基準を満たしていること。

(4) 当該協議に係る事業所が本市の市域外にある場合であって、地域密着型サービス等事業予定者が予定している地域密着型サービス等が西宮市地域密着型サービス等事業所の指定基準等に関する取扱い要綱第3条各号のいずれかに該当すること。

(5) 法第78条の2第4項4号の2から12号まで又は第115条の12第2項4号の2から12号までに該当しないこと。

(事前協議の終了)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第78条の2第4項各号又は第115条の12第2項各号に該当しないことが明らかでないものとして、事前協議を終了するものとする。

(1) 地域密着型サービス等事業予定者から正当な理由に基づく協議期間の延長の申出がなく第6条に定める期間を経過したとき。

(2) 地域密着型サービス等事業予定者が事前協議の終了を申し出たとき。

(3) 正当な理由を示さず、第5条の規定による補正に速やかに応じないとき。

(4) 地域密着型サービス等事業所設置計画事前協議書の内容が、前条各号の規定を満たしていないとき。

(5) その他事前協議を継続し難い事由が生じたとき。

(事前協議の内容の変更)

第9条 第7条の規定により事前協議を完了した地域密着型サービス等事業予定者は、当該地域密着型サービス等事業所設置計画事前協議書の記載事項又は添付書類の内容を変更しようとするときは、別に定める書面に変更事項に係る書類を添付して、市長に提出し、変更協議を行うものとする。この場合において、第5条及び第7条の規定は、変更協議について準用するものとする。

(指定の申請手続)

第10条 地域密着型サービス等事業予定者は、西宮市地域密着型サービス等事業所指定等に関する要綱（以下「指定要綱」という。）で定める指定申請書及び付表を別に定める期間内に市長に提出して、法第78条の2第4項各号又は第115条の12第2項各号に該当しないことを明らかにしなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、地域密着型サービス等事業予定者が、すでに他市町村から当該事業に係る事業者指定を受けているときは、市長との協議により添付書類の一部又は全部を省略することができる。

(1) 第4条第2項第1号に規定する書類（第7条の規定により事前協議を完了した場合（前条の規定により変更協議を完了した場合を含む。）で、事前協議の際に提出した書面とその内容に変更がないものを除く。）

(2) 申請書に記載された設備及び備品等の設置を確認することができる写真等

3 前項の規定にかかわらず、現に行われている他の事前協議又は指定申請において市長に提出された書類（公の認証のある証明書類にあっては、3月以内に発行されたものに限る。）については、その内容に変更がなく、かつ、申請書にその旨が付記されたときは、添付を要しない。ただし、市長が、審査のため提出が必要と認めるときは、この限りでない。

(申請に対する審査、応答)

第11条 市長は、申請書が提出されたときは、記載事項に不備がないこと、必要な書類が添付されていること等の申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、地域密着型サービス等事業予定者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求めることとする。ただし、第13条第1項各号に該当することが明らかであると認められる場合は、当該申請につき事業者指定をしてはならない。

(標準処理期間)

第12条 申請書等が提出されてから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、記載漏れ、添付書類の不備その他の事由による補正に要する期間を除き、9月（第7条の規定により事前協議が完了した場合にあっては、記載漏れ、添付書類の不備その他の事由による補正に要する期間を除き、3月）とする。

(指定の審査基準)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第78条の2第4項各号又は第115条の12第2項各号に該当するものとして、第10条第1項の規定による申請を不指定とする。

- (1) 申請書等の内容が第7条の基準を満たしていないとき。
 - (2) 申請書等に記載された内容が現状と相違する場合で、当該相違の改善が見込めないとき。
 - (3) 当該申請に係る事業所が本市の市域外にある場合であって、その指定に関しその所在地の市町村長の同意が得られないとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、法の目的及び趣旨に照らして適正な地域密着型サービス等事業の実施が確保できないと認めるとき。
- 2 市長は、前項第1号又は第2号若しくは第3号に該当しないことを明らかにするために実地見分を行うことができる。
- 3 地域密着型サービス等事業予定者（当該申請に係る事業所が本市の市域内にあるものに限る）が第7条の規定により事前協議を完了している場合で、申請書の内容が当該事前協議の完了時と相違ないときは、当該申請は、法第78条の2第4項各号又は第115条の12第2項各号に該当しないものとみなす。
- 4 地域密着型サービス等事業予定者（当該申請に係る事業所が本市の市域外にあるものに限る）が第7条の規定により事前協議を完了している場合で、申請書の内容が当該事前協議の完了時と相違ないときは、事業所の所在地の市町村長からの同意が得られたときに限り、当該申請は、法第78条の2第4項各号又は第115条の12第2項各号に該当しないものとみなす。
- （指定等における必要な措置）

第14条 法第78条の2第7項及び第115条の12第5項の規定による必要な措置は、西宮市地域密着型サービス等運営委員会からの意見聴取により講ずるものとする。

- 2 地域密着型サービス等事業予定者は、前項に規定する意見聴取により、申請書等の補正の必要が生じたときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに補正を行わなければならない。
- （指定の条件）

第15条 市長は、前条第1項の意見聴取により、指定に関し一定の条件が必要と判断するときは、法第78条の2第8項及び第115条の12第6項の規定による条件を付することができる。

- 2 市長は、前項の規定による条件を付するときは、その旨申請者に通知しなければならない。
- （変更の届出）

第16条 地域密着型サービス等事業予定者は、申請書の記載事項又は添付書類の内容に変更があったときは、速やかに、別に定める書面に変更事項に係る書類を添付して届け出なければならない。

（指定後の変更届等）

第17条 事業者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。）第131条の13第1項及び第140条の30第1項で定める事項の変更があったときは、遅滞なく指定要綱に定める変更届に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

（事業所の廃止等）

第18条 事業者は、事業所を廃止し、又は休止しようとするときは、当該事業所の利用者が継続して地域密着型サービス等を受けることができるための措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、事業所を休止しようとする場合は、指定要綱に定める様式により、市長にその期間を届け出るものとする。この場合において、その休止期間は、1年以内とする。

3 市長は、前項に規定する休止期間を経過した後も、再開の届出がない場合、又は次条に規定する再開の協議が行われない場合は、事業者に対し、廃止の手続きを行うよう指導するものとする。

(事業所の再開)

第19条 休止している事業所を再開しようとする事業者は、あらかじめ再開に係る協議を行うものとする。

2 前項に規定する協議を行う場合の手続きについては、第4条から第9条までの規定を準用する。

(実施細目)

第20条 この要綱の施行に伴い必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、同日後に行う事前協議又は指定申請その他の手続について適用する。

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。